

(保 264)

平成24年3月26日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東日本大震災に関連する診療報酬の取扱い等について
(取扱い期間の延長)

東日本大震災の発生以降、被災地等における保険診療や診療報酬等の特例的な取扱いにつきまして、ご案内申し上げてきたところであります。

この特例的な取扱いにつきましては、中医協における議論において、平成24年3月31日を期限とする取扱い等につきましては、その期間を平成24年9月30日まで延長し、この特例取扱いの利用状況を把握した上で、その後の取扱いを検討することとされておりました。

今般、これまでの議論を受け、別添のとおり厚生労働省保険局医療課より、特例的な取扱いの期間を平成24年9月30日まで延長し、同年10月1日以降の取扱いにつきましては追って連絡する旨事務連絡が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

〈添付資料〉

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療等の取扱いの期間
について

(平 24. 3. 23 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)